

宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）等において「グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る」こととされ、平成15年3月28日付け国自旅第250号「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」においてその明確化が図られたところである。

今般、これに加え、平成22年5月17日の「国土交通省成長戦略会議取りまとめ」において、観光振興分野における規制改革項目として、「宿泊客に対する周遊案内」及び「エコツアー等の事業者による参加者輸送」（以下「宿泊者周遊案内等」という。）が盛り込まれるとともに、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）の「日本を元気にする規制改革100」において、宿泊者周遊案内等について、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しない範囲の明確化を図ることとされたことから、宿泊者周遊案内等について、今後下記のように取り扱うこととするので、その旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

これに伴い、平成15年3月28日付け国自旅第250号「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」は廃止する。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 共通の留意事項

- (1) 本通知は、宿泊施設及びエコツアー等の事業者（以下「宿泊施設等」という。）が行う宿泊者又は参加者の送迎のための輸送について、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に通常は該当しないケースを明示するものであり、本通知に明示する事案以外の宿泊施設等が行う輸送については、旅客自動車運送事業の許可を取得するよう指導されたい。
- (2) 宿泊施設等から道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可の要否についての相談を受けた場合には、本通知に基づき適切に対応されたい。
- (3) 宿泊施設等以外の者が行う輸送については、本通知を参考に旅客自動車

運送事業の許可の要否を個別に判定されたい。

なお、本通知による取扱い及び個別の判定において、疑義が生じた場合には、本省あて照会されたい。

2. 宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

(1) ホテル、旅館、農家民宿等の宿泊施設が、自ら保有する自家用自動車を用いて、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送（送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合を含む。以下同じ。）については、当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。

(2) 2. (1) にいう「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設への到着のため又は当該宿泊施設からの出発のために、当該宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所（以下「最寄駅等」という。）と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。

また、「これに準ずる場所」とは、宿泊者の出発地から最寄駅等までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合における最寄りの特急停車駅、空港等の主要な交通結節点等をいう。

さらに、「最寄駅等までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合」としては、「乗り継ぎが必要だが接続が悪く著しく時間を要する場合」、「外国語による応答が必要だが、地元の公共交通機関では対応が困難な場合」等である。

なお、「最寄駅等」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上「最寄駅等」に該当するか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。

(3) 2. (1) にいう「送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合」とは、周遊案内を伴わない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる輸送をいう。

(4) 2. (1) にいう「当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスの提供と輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意味するものである。

3. エコツアー等の事業者がそのツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について

(1) エコツーリズム推進法第5条第2項に規定するエコツーリズム推進全体構想を作成した地域において、同条第1項に規定するエコツーリズム推進協議会の構成員である同法第2条第3項に規定する特定事業者（案内を業として行う者自らが構成員にはなっていない場合であっても、その者の所属する団体の代表者等が構成員となっている場合は同様に取り扱うこととする。）であって、観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内を業として行う者が、自らの保有する自家用自動車を用いて、当該エコツアー等の参加者を対象に行う送迎のための輸送については、当該エコツアー等の実施場所における自然観光資源についての案内サービスの提供の一環として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を収受しない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。

(2) 3. (1) にいう「送迎のための輸送」とは、当該エコツアー等の実施場所への到着のため又は当該エコツアー等の実施場所からの出発のために、当該エコツアー等の実施場所の最寄りの駅、宿泊施設又はこれに準ずる場所（以下「最寄駅・宿泊施設等」という。）と当該エコツアー等の実施場所との間で行われる輸送をいう。

また、「これに準ずる場所」とは、当該エコツアー等の参加者の出発地から最寄駅・宿泊施設等までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合における最寄りの特急停車駅、空港等の主要な交通結節点等をいう。

さらに、「最寄駅・宿泊施設等までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合」としては、「乗り継ぎが必要だが接続が悪く著しく時間を要する場合」、「外国語による応答が必要だが、地元の公共交通機関では対応が困難な場合」等である。

なお、「最寄駅・宿泊施設等」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上「最寄駅・宿泊施設等」に該当するか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。

(3) 3. (1) にいう「当該エコツアー等の実施場所における自然観光資源についての案内サービスの提供の一環」とは、当該エコツアー等の実施場所における本来的なサービスである自然観光資源についての案内サービスの提供と輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということの意味するものである。

(4) なお、エコツーリズム推進法第5条第7項に基づき、同協議会の「構成員でないものは、市町村に対して書面でその意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した協議会の構成員として加えるよう申し出るこ

とができる」こととされていることから、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又はこれらの者から構成される団体が協議会への参加を希望する場合は、同法第5条第7項の規定をこれらの者に教示されたい。

【参考】

エコツーリズム推進法（平成十九年六月二十七日法律第百五号）《抜粋》

第5条（略）

2～6（略）

7 特定事業者等で協議会の構成員でないものは、市町村に対して書面
その意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した協議会
の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8、9（略）